

幼児教育・保育の無償化に伴う対応について

1 国無償化の概要

(1) 実施時期 令和元年10月から

(2) 対象者、利用料等

① 幼稚園、認可保育所、認定こども園等

< 3～5歳児 > 全ての児童の利用料を無償化

※新制度未移行の幼稚園は、新制度における利用者負担額(月額2.57万円)を上限に無償化。

※実費で徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)や延長保育料は無償化の対象外。

※食材料費は引き続き保護者の負担とし、施設による実費徴収を原則。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食費分を免除。

< 0～2歳児 > 住民税非課税世帯の利用料を無償化

② 幼稚園及び認定こども園(短時間)の預かり保育・認可外保育施設等

保育の必要性があると認定を受けた場合には、月額1.13万円までの預かり保育等の利用料を無償化

③ 認可外保育施設等

都道府県等に届出を行い、国の指導監督基準を満たす施設が対象。
ただし、経過措置として5年間の猶予期間中は、指導監督基準を満たしていない場合でも対象となる。

< 3～5歳児 >

保育の必要性があると認定を受けた場合には、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化

< 0～2歳児 >

保育の必要性があると認定を受けた場合には、住民税非課税世帯を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)までの利用料を無償化

④ 障害児発達支援

< 3～5歳児 > 全対象者の自己負担を無償化

< 0～2歳児 > 住民税非課税世帯の自己負担は無償 ※従来どおり

(3) 負担割合、財源措置

- 負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、区市町村 1/4 ※公立施設での障害児発達支援含む
公立施設は区市町村 10/10
- 財源措置：初年度に要する経費（事務費・システム改修費（上限額設定有）含む）は全額国費で負担（事務費は2年目も国負担）

2 東京都による新たな支援等

(1) 多子世帯（認可保育所、認定こども園等）に対する新たな支援

- 国の多子世帯支援の仕組みの対象外（年収約 360 万円以上かつ第 1 子が小学生以上）の世帯について、第 2 子以降の保育料を半額又は無償
- 負担割合：都 10/10

(2) 認可外保育施設に対する支援の再構築

①対象施設

認証保育所及び指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設等

②補助額

- 現 状：月額 4 万円を上限に負担額を軽減。多子世帯の軽減はなし。
負担割合は都 1/2、区 1/2



- 10月以降：都市部の実態に応じた利用料の負担軽減や多子世帯の負担軽減を図る。

< 3～5歳児 >

- ・認証保育所の平均保育料(月額 5.7 万円)と国無償化上限額(月額 3.7 万円)の差分(月額 2.0 万円)を上限に補助

< 0～2歳児 >

- ・非課税世帯は、認証保育所の平均保育料(月額 6.7 万円)と国無償化上限額(月額 4.2 万円)の差分(月額 2.5 万円)を上限に補助
- ・課税世帯は、世帯の状況に応じた上限で補助
(第 1 子は 4.0 万円、第 2 子は 5.4 万円、第 3 子は 6.7 万円)

③負担割合

- 都 1/2、区 1/2（多子世帯支援分は都 10/10）

(3) 新制度未移行の私立幼稚園に対する支援の再構築

- 都内私立幼稚園の平均保育料(月額 2.75 万円)と国無償化上限額(月額 2.57 万円)の差分(月額 0.18 万円)を上限に補助
- 年収約 270 万円以下の世帯、多子世帯等には、従来の負担軽減の水準を維持するために補助
- 負担割合：都 10/10

3 本区の対応

(1) 対応のポイント

- ①現行の利用者の負担軽減水準を維持する。
 - ・私立幼稚園在園児には、国無償化分及び都補助分に加え、所得階層や多子世帯の状況に応じて段階的に補助する。
- ②国無償化対象外の施設について、無償化対応を実施する。
 - ・「緊急保育室」は、認可保育所と同様の無償化対応を実施する。
 - ・「根岸定期利用保育室」は、認可外保育施設等と同様の無償化対応を実施する。
- ③無償化の対象外となる食材料費のうち、主食費相当分は引き続き区負担とし、副食費相当分(月額 4,500 円)を利用者から徴収する。

(2) 施設種別ごとの保育料等の変化

[別紙] 参照

4 補正予算額(案)

歳入 372,957 千円 (地方特例交付金含む)
歳出 213,499 千円

5 今後のスケジュール(予定)

令和元年	8月	無償化に伴う認定受付
	9月末まで	認定結果通知
	10月 1日	無償化開始
令和2年	1月	償還払い受付(10月～12月分) 以降、償還払いは3ヶ月ごとに受付